

資料4 将来予測の推計手法及び推計結果

4-1 一般廃棄物

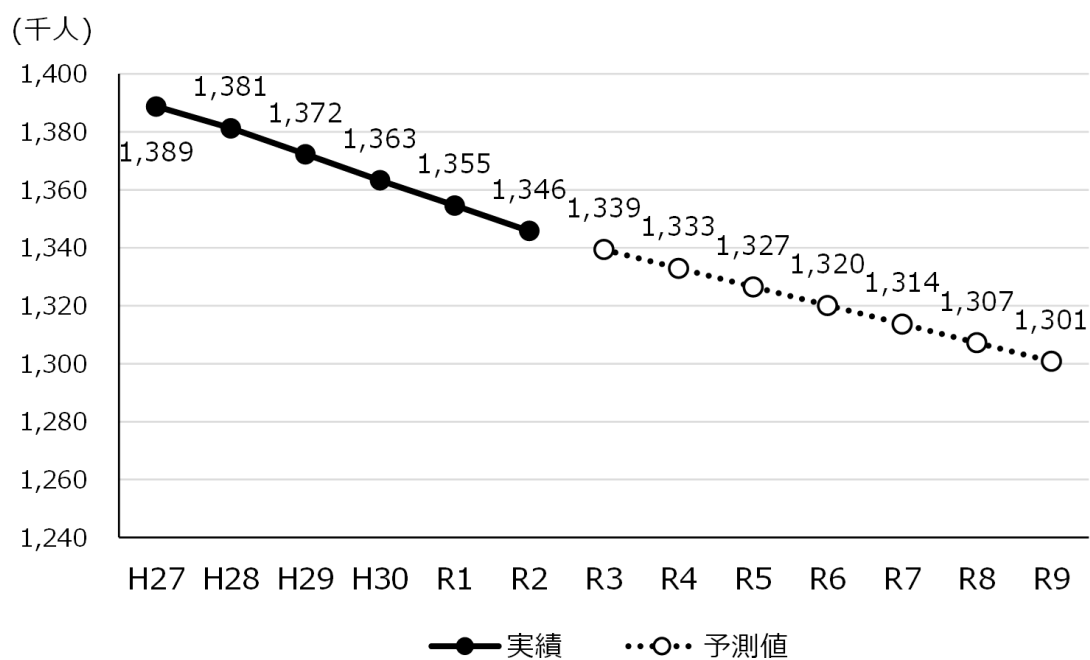
(1) 人口の推計

将来人口の予測は、令和2年の実績値をもとに、奈良県人口ビジョンにおける平成22年から令和22年までの30年間の年あたり伸び率を適用して予測値としました。

人口の推移と予測結果

(単位：人)

年度	実績	予測値
平成 27	1,388,771	
平成 28	1,381,251	
平成 29	1,372,314	
平成 30	1,363,288	
令和 1	1,354,624	
令和 2	1,345,809	
令和 3		1,339,382
令和 4		1,332,954
令和 5		1,326,527
令和 6		1,320,099
令和 7		1,313,672
令和 8		1,307,244
令和 9		1,300,817



(2) 一般廃棄物（ごみ）排出量の推計

生活系ごみと集団回収のごみ排出量の将来予測については、排出量原単位の将来予測をトレンド法（直線式）により行い、次式により将来予測量を推計しました。

$$\text{将来予測量} = \text{排出量原単位 (g/人・日)} \times \text{将来予測人口 (人)} \times 365 \text{ または } 366 \text{ (日/年)}$$

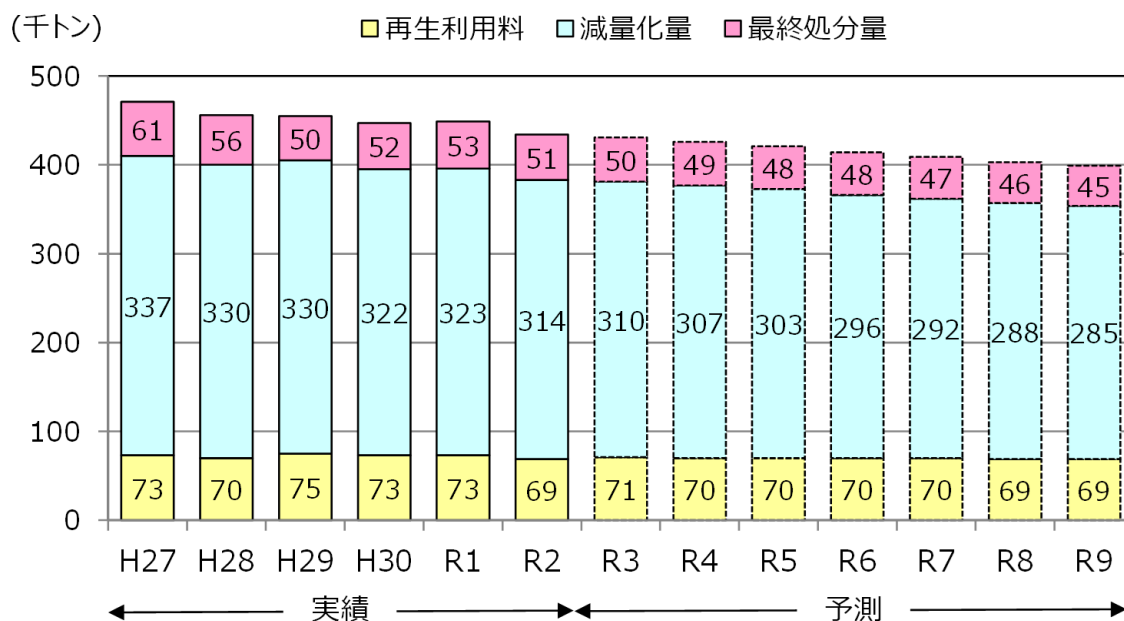
事業系ごみ、再生利用量、最終処分量については、排出量をトレンド法（直線式）による予測で推計しました。

ごみの将来予測値一覧

単位：（千トン）

年度 処理区分	令和2年度 (実績値)		令和4年度 (予測値)		令和9年度 (予測値)	
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量
排出量	434	(100%)	426	(100%)	399	(100%)
再生利用量	69	(15.8%)	70	(16.4%)	69	(17.3%)
減量化量	314	(72.4%)	307	(72.1%)	285	(71.4%)
最終処分量	51	(11.8%)	49	(11.5%)	45	(11.3%)

ごみの再生利用量及び最終処分量の将来予測



ごみの将来予測値一覧

予実	年度	人口	排出量						再生利用量					減量化		最終処分	
			生活系				事業系	合計	再生利用量				再生利 用率	減量化 量	減少化 率	最終 処分量	最終処 分率
			1人1 日当たり 排出量	総量	分別 収集量	集団 回収量			1人1 日当たり 再生量	総量	集団 回収量	その他					
			(g/人・日)	(千t/年)	(千t/年)	(千t/年)			(千t/年)	(千t/年)	(g/人・日)	(千t/年)					
実績	H27	1,388,771	656.0	333	298	35	137	471	143.6	73	35	38	15.5%	337	71.5%	61	13.0%
	H28	1,381,251	636.8	321	287	34	135	456	138.8	70	34	36	15.4%	330	72.4%	56	12.3%
	H29	1,372,314	641.6	321	286	35	134	455	149.7	75	35	40	16.5%	330	72.5%	50	11.0%
	H30	1,363,288	638.1	318	284	34	129	447	146.7	73	34	39	16.3%	322	72.0%	52	11.6%
	R1	1,354,624	646.2	320	288	33	128	449	147.2	73	33	40	16.3%	323	71.9%	53	11.8%
	R2	1,345,809	647.9	318	290	28	116	434	140.5	69	28	41	15.8%	314	72.4%	51	11.8%
予測	R3	1,339,382	643.0	314	285	29	117	431	145.2	71	29	42	16.5%	310	71.9%	50	11.6%
	R4	1,332,954	643.0	313	285	28	113	426	143.9	70	28	42	16.4%	307	72.1%	49	11.5%
	R5	1,326,527	642.0	312	285	27	109	421	144.2	70	27	43	16.6%	303	72.0%	48	11.4%
	R6	1,320,099	641.0	309	283	26	105	414	145.3	70	26	44	16.9%	296	71.5%	48	11.6%
	R7	1,313,672	641.0	307	282	25	101	409	146.0	70	25	45	17.1%	292	71.4%	47	11.5%
	R8	1,307,244	640.0	305	282	24	98	403	144.6	69	24	45	17.1%	288	71.5%	46	11.4%
	R9	1,300,817	641.0	305	282	23	94	399	144.9	69	23	46	17.3%	285	71.4%	45	11.3%

注1) 人口は令和2年の実績値をもとに、奈良県人口ビジョンにおける平成22年から令和22年までの30年間の年あたり伸び率を適用して予測値とした。

注2) 生活系ごみと集団回収量は、排出量原単位のトレンド法(直線式)による推計値に人口を乗じて推計した。

注3) 事業系ごみ排出量、再生利用量、最終処分量は、トレンド法(直線式)により推計した。

4-2 産業廃棄物

産業廃棄物の将来予測を行うにあたっては、大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点の産業廃棄物の発生量と各活動量指標の関係及び業種毎種類毎の処理形態は将来も不変としました。

業種毎に各種経済指標を将来推計し、推定した経済指標に今回調査時の発生原単位を乗じて排出量などを予測しました。

業種別の将来予測方法

業 種		活動量指標(経済指標)
建設業		過去(平成23～令和2年)の元請完成工事高を5つの予測式(一次傾向線、修正指数曲線、対数関数曲線、べき乗曲線、ロジステック曲線)を作成した。このうち、最も傾きが低く、妥当性のある予測式を採用し、将来の排出量を推計した。
製造業		製造業の産業中分類ごとに製造品出荷額を、建設業と同様の手法で将来の発生量を算出した。
電気・水道業	電気業・ガス業	「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計 国立社会保障・人口問題研究所)で示されている奈良県の将来推計人口の増減率を住民基本台帳人口に乗じることにより、将来の人口を推計し、その人口の見込み伸び率を用いた。
	上水道業	
	下水道業	下水道業に関しては、「奈良県污水処理構想」(平成28年6月、奈良県)で示されている、污水の流入予測量の伸び率を用いた。
農 業		過去(平成23～令和2年)の家畜の飼養頭羽数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。
病 院		過去(平成23～令和2年)の病床数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。
その他の業種		業種大分類別に過去からの従業者数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の業種別排出量予測結果

排出量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	138	346	152	745	51	1,433
令和4年度予測	125	370	182	746	50	1,473
令和8年度予測	116	375	192	753	48	1,483
令和13年度予測	105	381	206	753	45	1,491

再生利用量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	137	318	88	24	30	598
令和4年度予測	125	340	105	24	29	623
令和8年度予測	115	344	111	24	27	622
令和13年度予測	104	350	119	24	26	623

最終処分量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	1	17	10	21	11	60
令和4年度予測	1	18	12	21	11	63
令和8年度予測	1	18	13	21	11	64
令和13年度予測	1	19	15	21	10	65

産業廃棄物の種類別排出量予測結果

排出量 (単位：千トン)

年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	805	273	137	59	158	1,433
令和4年度予測	814	292	125	65	177	1,473
令和8年度予測	822	296	115	67	181	1,483
令和13年度予測	826	302	104	71	188	1,491

再生利用量 (単位：千トン)

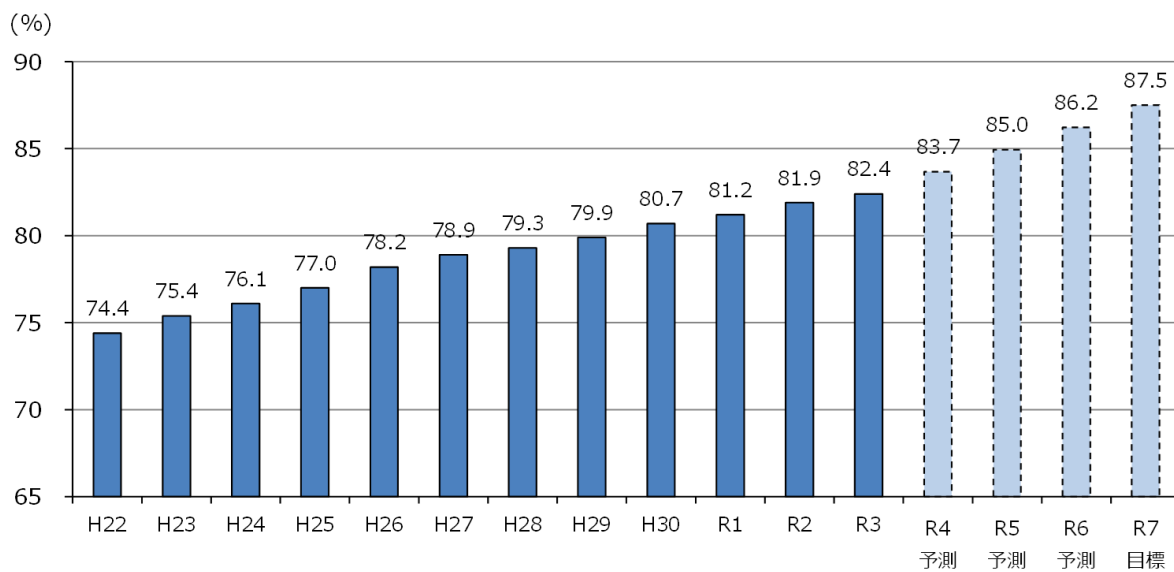
年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	49	263	137	40	109	598
令和4年度予測	51	279	125	43	125	623
令和8年度予測	51	284	115	44	128	622
令和13年度予測	52	289	104	46	133	623

最終処分量 (単位：千トン)

年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	24	9	0	10	17	60
令和4年度予測	22	9	0	9	22	63
令和8年度予測	22	9	0	9	22	64
令和13年度予測	22	10	0	10	23	65

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

資料5 下水道普及率の推移



出典：奈良県汚水処理構想

注) R7 は奈良県汚水処理構想の目標値、R4 から R6 は R3 実績と R7 目標を直線で結んだ値である。

資料6 用語解説

[あ行]

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。

■SDGs (Sustainable Development Goals)

平成 27 年 (2015 年) に国連総会で採択された持続可能な開発目標で、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とそれを実現するための 169 のターゲットのこと。個別の開発目標やターゲットとともに、取組みの前提となる「誰一人取り残さない」「多分野を組み合わせた課題解決」「環境・経済・社会の同時解決」という考えが重要とされ、廃棄物や資源循環分野とも深く関わる。

■NPO (Non-Profit-Organization)

法人格をもった、ボランティア団体や市民活動団体である民間非営利組織のことで、医療・福祉や環境保全、災害復興、地域活性化など様々な分野で活動する団体が含まれる。

■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿 2 府 4 県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和 56 年 (1981 年) に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和 57 年 (1982 年) 3 月に設立された団体。通称は、大阪湾フェニックスセンター。

大阪湾フェニックス計画に基づき、廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っており、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の 4 カ所の処分場がある。

■汚泥

汚泥とは、事業活動に伴って発生した泥状の物質の総称であり、廃棄物処理法で産業廃棄物の一つとして分類されている。汚泥は、大きく分けて有機汚泥と無機汚泥の 2 種類がある。有機汚泥は、下水処理場や食品工場など、有機汚濁された排水を処理する施設・設備で主に発生する。対して無機汚泥は、主に土木工事現場や金属工場等、砂や金属成分等を多く含む排水を処理する施設・設備で発生する。

[か行]

■家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

平成 10 年（1998 年）6 月に公布、平成 13 年（2001 年）4 月より本格施行された。

■カーボンニュートラル

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

■環境カウンセラー

環境カウンセラーとは、日本の制度で、「市民活動や事業活動の中での環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組む市民団体や事業者等に対してきめ細かな助言を行うことのできる人材」として、環境省に登録されている人をいう。環境省所管の人材登録制度であり、国家資格ではない。

■環境学習

持続可能な社会の構築をめざして、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

■環境基本法

平成 5 年（1993 年）に制定された環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成 4 年の国連環境開発会議（地球サミット）で合意したリオ宣言を前提に、3 章 46 条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム（EMS - Environmental Management System）とは、企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための、組織の計画・体制・プロセス等のことを指す。

■関西広域連合

関西広域連合は、日本の行政機構の一つ。救急医療の連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むこと、および国の出先機関の受け皿となって地方分権を推進させることを目的として、近畿地方の 8 府県が地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体である。2012 年 8 月以降、域内の 4 政令指定都市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）も参加している。

■感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体（感染性病原体）が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物を言い、廃棄物処理法施行令第1条第1項第8号に定める感染性一般廃棄物と、同法施行令第2条の4第1項第4号に定める感染性産業廃棄物を指す。

■拠点回収

市民・事業者・行政が協働したリサイクル事業を推進するため、小売店舗や公共施設等の拠点において、ペットボトル・インクカートリッジ・使用済小型家電・水銀使用廃製品等の回収を行う回収方法を指す。

■きれいに暮らす奈良県スタイル

奈良県では、「もっときれいな奈良県」づくりを目指して、「大和川のきれい化」「奈良らしい景観づくり」「循環型の生活スタイル（ごみの減量化、地球温暖化防止）」推進を重点プロジェクトとして「きれいに暮らす奈良県スタイル」を推進している。推進母体として、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会を設立し、全県的な実践活動を誘発・促進している。

■グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」。循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に制定された。

■グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の流行で冷え切った世界経済の再起を図るのに際し、脱炭素社会など環境問題への取り組みも合わせて行おうとするアフターコロナの政策の一つで、もともと環境意識が高かったヨーロッパを中心に提唱され、世界恐慌からの回復を画したニューディール政策になぞらえ、「グリーンニューディール」と形容されることもある。

■県民総監視ネットワーク

奈良県では廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅するため、県民総監視ネットワークを推進している。具体的には、①地域環境保全推進員による活動促進、②「不法投棄見張り番」協力団体等との連携、③不法投棄ホットラインの運営、④警察との連携によるスカイパトロール、路上調査の実施等の活動を展開している。

[さ行]

■災害廃棄物

地震や風水害等の災害時に発生する廃棄物のこと。災害廃棄物は、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生するため、通常時とは異なる体制・迅速な処理が求められる。環境省は「災害

廃棄物対策指針」を作成しており、地方公共団体が平時からの一般廃棄物処理システムも考慮しつつ、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画の策定・改定を求めている。

■再生利用率

市町村の分別収集や中間処理による資源化量と住民団体等によって集団回収され資源化されるものの合計の総排出量に対する割合を再生利用率（リサイクル率）と呼ぶ。

■サーキュラー・エコノミー

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものである。

■サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生する「熱エネルギー」を回収して、利用するリサイクル方法。具体的には、ごみの焼却熱を温水プールや発電に利用することが挙げられる。

■産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類が指定されている。

■3010運動

飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動のこと。

■し尿

人体から排出される「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物をいう。排出量は、平均1L／人・日程度で、「し」と「尿」の比率は、およそ1：9。広義には、家庭や事務所、公共施設の便所から出る汚水を指し、水洗トイレ排水を含む。し尿は、一般廃棄物として市町村に処理責任がある。

■集団回収

市民で構成する自治会・子ども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。資源物の種類によって、奨励金（報奨金）を支給している自治体が多い。

■循環型社会

廃棄物の処理に優先順位を設け、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される

社会をいう。

■循環型社会形成推進基本法

省庁ごとに個別に取り組みられてきた廃棄物処理及び再資源化関連法を総括する基本的枠組み法として、平成13年（2001年）1月に施行された。併せて廃棄物処理法とリサイクル法の改正、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法も一体的に制定されている。

■浄化槽

公共もしくは民間、個人が設置する、微生物の働きにより汚水をきれいにして放流できる状態まで浄化する装置のこと。下水道や農業集落排水などを整備することが困難な地域に設置する。

■使用済小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の部品にはレアメタルなどの貴重な資源が使用されており、これらを再生利用することを目的としている。市町村では公共施設に回収ボックスを設置し、回収を行っているケースが多い。

■食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律として平成13年（2001年）5月に施行された。

■食品ロス

食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」において、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定され、国際的にも関心が高まっている。

■食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」。食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律として令和元年（2019年）10月に施行された。

■新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界的に感染が拡大し2020年3月11日にWHO（世界保健機関）が「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と述べるに至った。我が国においても、同年2月に政府により新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定、同年4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言

が発出された。その後も流行の波は繰り返され、収束の目処は立っていない。

■水銀使用廃製品

地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年（2013 年）に採択され、市町村においても、蛍光管等の水銀使用廃製品の適正な処理が求められている。水銀を使用した蛍光管、体温計・血圧計及び電池類等について、市町村による定期収集、公共施設や店頭におけるボックス回収など、多様な方法で回収が進められている。

■ストックマネジメント

ストックマネジメントは、施設を長寿命化するため、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、機能診断結果に基づく機能保全対策、延命化対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、併せてライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法である。

■3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

平成 12 年（2000 年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)廃棄物の適正処理としている。

【た行】

■大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国 8 箇所を設置、近畿ブロック協議会は平成 27 年 1 月に設置された。

平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定を目指して、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける共同訓練の開催に向けて、まずは自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を実施している。

■多量排出事業者処理計画

平成 12 年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出することとされた。また、その処理計画の実施の状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

■地域循環共生圏

2018 年 4 月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や

「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱した。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。

■中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再生利用するための人為的な操作をいい、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法がある。

■D. Waste-Net

環境省の協力要請を受けて、災害の種類や規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように、「平時」と「発災時」の両局面において支援活動を行う人的なネットワークである。

平時には、自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援等を行い、発災時には、初動・応急対応、復旧・復興対応において、専門的な見地から支援を行う。

■てまえどり

「てまえどり」とは、日々の買い物で、買って直ぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ食品ロス削減のための購買行動である。発案者の神戸市では、平成 30 年度より「てまえどり」の啓発に取り組み、現在では全国に取組が広がっている。

■電子マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を収集運搬業者や処分業者に委託する場合、それらが委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理し、不法投棄などが起こらないようにするために、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を各業者に交付しなければならない。

電子マニフェストとは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務効率化を図るために導入された制度で、1998 年 12 月より運用が開始された。

2020 年 4 月 1 日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の発生量が年間 50 トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられた。

■特別管理廃棄物

廃棄物処理法で、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理廃棄物」として規定している。必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制がある。一般廃棄物では PCB 使用部品、排水銀等 5 種類が規定され、産業廃棄物では廃油、廃酸等 4 種類の廃棄物と特定有害産業廃棄物 11 種類（廃 PCB、廃水銀等）が規定されている。

[な行]

■奈良県災害廃棄物対策連絡会

奈良県災害廃棄物処理計画の周知・共有を図り、市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、職員の「教育・訓練」等を計画・実施することにより、平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持することを目的に、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会（担当課長会議）」を設置・運営している。

■奈良県地域環境保全推進員

奈良県では、県内における廃棄物の不法投棄等の早期発見早期対応を図り、また廃棄物の適正処理に対する県民意識の高揚により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、奈良県地域環境保全推進員制度を平成5年度から実施している。本推進員は、市町村長の推薦に基づいて地域の環境保全に熱意がある方を知事が委嘱するボランティアである。

■奈良県リサイクル認定製品

「奈良県リサイクル認定製品」は、県内で発生する循環資源などを有効利用して製造・加工されたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを奈良県知事が認定したも。平成15年度に創設し、令和4年3月末現在168製品を認定している。

[は行]

■バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれる。）のことで、具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

■廃棄物

占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に大別される。

■廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

■廃棄物発電

廃棄物発電は、廃棄物をエネルギー源として行う発電であり、ごみ発電とも言われる。再生可能エネルギーであるバイオマス発電に分類される。地球温暖化問題に絡む化石燃料代替のための

新エネルギーとして注目されるようになった経緯を持つ。ただし、燃焼させる燃料としての廃棄物にはプラスチックや化学繊維など化石燃料由来のものも混じる理由から、厳密には燃料全てが再生可能エネルギーとは言えない。廃棄物を効率よく燃料化するためのものとして廃棄物固形燃料（RDF）がある。

■排出事業者責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている（排出事業者責任）。

■飛灰（ひばい）

ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス出口の集塵装置で集めたばいじんと、ボイラーなどに付いて払い落とされたばいじんの総称。焼却炉の底などから排出される主灰、いわゆる焼却灰と区別してこう呼ぶ。ごみ処理施設から発生する飛灰は、廃棄物処理法で定める特別管理廃棄物であり、必要な基準を満たして処理しなくてはならない。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

■フードバンク

「食品銀行」を意味する社会福祉活動のこと。食品製造業や流通業、小売店等で、まだ食べることができるが、販売をするには賞味期限が残り少ない食べ物を、食べ物に困っている人につなげる活動を行っている。

■プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進め、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行を推し進めるための法律。2022年4月1日に施行された。

■フリーマーケット

いわゆる「フリーマーケット」のルーツは、元来フランス各地で行われていた「蚤の市(Flea Market)」である。「ものは、使える限り大切に」という、省資源・省エネルギーの思想と、環境保全まで含めた考え方で、不用品や再生が可能なものを公園や広場に持ち寄って売買・交換し再利用を図る市民レベルの知恵として各地に広がった。

[ま行]

■マイクロプラスチック

プラスチックごみは、風雨によって川などに運ばれて海に流れ込み、波などによって砕かれたり、紫外線で分解されたりして、小さなプラスチック片となる。マイクロプラスチックとは、微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のものを言い、近年はこのマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されている。基本的にプラスチックは自然に分解されることはないため、海域（環境中）に長期滞留し蓄積していくと考えられている。

■マテリアルリサイクル

廃棄物を製品原料として再利用するリサイクル手法であり、「材料リサイクル」「材料再生」とも呼ばれる。具体的には、空き缶を缶製造の原材料に再利用したり、ペットボトルを繊維化して衣料を生産するなどがある。リサイクル手法には、このほかにサーマルリサイクルやケミカルリサイクルなどがある。

■まほろばエコオフィス宣言

地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であり、広域的にその対策を推進する必要がある。奈良県では、「まほろばエコオフィス宣言」運動を推進し、オフィス活動からの温室効果ガス排出削減に積極的に取り組んでいる。具体的な取組は適正な冷暖房の設定、節電・節水の実施、エコドライブの励行等で、参加する企業・団体は宣言登録を行い、実績報告が求められる。

■木質バイオマス発電

木質バイオマス発電とは、木質バイオマスを燃やしてタービンを回して発電する仕組みを指す。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて、発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して、燃焼させる「ガスタービン方式」に分かれる。

[や行]

■優良産業廃棄物処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用開始した。奈良県では248事業者が認定（令和4年8月末現在）されている。

■容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律」。平成3年（1991年）に施行された再生資源利用促進法（リサイクル法）に続き、新リサイクル法として平成7年（1995年）6月に成立、平成9年度（1997年度）より施行。容器包装を製造・利用する特定事業者に再

生利用の義務を課している。また、市町村は容器包装リサイクル法の対象品目の発生量、回収量、分別方法、収集方法等に関する計画を3年毎に5年を1期とする計画（分別収集計画）の策定が求められている。

容器包装リサイクル法は、平成18年（2006年）6月に大きく改正され、容器包装を一定量以上利用する事業者に対する排出抑制の取組み状況報告の義務付け、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、質の高い分別収集・再商品化を促進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等の見直しがなされた。

【ら行】

■リサイクル（recycle：再生利用）

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース（再使用）を含める場合もある。

■リデュース（reduce：発生抑制）

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

■リユース（reuse：再使用）

循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースを含む。

【わ行】

■ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラスチック製品を指す。2021年6月に成立したプラスチック資源循環促進法では、スーパー、コンビニ、百貨店、飲食店などで提供されるフォーク、ナイフ、スプーン、ストロー、マドラーなどのほか、ホテルや旅館などの部屋に置かれている歯ブラシ、カミソリ、ヘアブラシ、クシ、シャワーキャップ、クリーニング店などのハンガーや衣類カバーの12品目を対象製品として指定している。プラスチック資源循環促進法により、小売業やサービス事業者など、使い捨てプラスチックを無料で大量に提供している事業者は、プラスチック製品の提供を削減することが求められるようになった。対象となるのは、スーパーやコンビニなどの小売業、持ち帰りや配達を含む飲食業、外食チェーン店、ホテルや旅館の宿泊業、クリーニング店などであり、年間5トン以上の使い捨てプラスチック製品を提供する事業者に対して削減が義務化される。

編集／発行 奈良県 水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課
〒630-8501 奈良市登大路町 30
TEL:0742-27-8746 FAX:0742-22-7482

奈良県廃棄物処理計画

検索

